

食品庁による特定の食品の表示規則¹
(内閣府仮訳)

LIVSFS 2002:47
(H 135)

この文書は、情報提供のために収集され、まとめられた。よって印刷版と同一であることを常に確認すること。この文書には、*LIVSFS 2005:5* までの変更が含まれている。

第1条 食品庁制定のその他の表示規定は、下記の変更と追加と共に適用される。

第2条 附則に記載の食品は、附則に記されている情報をもとに表示がされること。

第3条 附則第2章にある規定は、合法的に製造された食品、または他の EU 加盟国、または欧州経済共同体 (EEC)加盟国で販売されている食品には適用されない。

第4条 食品庁は、附則第2章の規定の免除を許可することができる。

現規則²は、2004年7月1日から適用されるが、それ以前の適用も可能である。附則第1章6項にある要項を満たさない製品、また2004年7月1日以前に表示がされた製品は、その在庫が終了するまで販売することができる。

現規則³は、2006年5月20日から適用される。現規則に合致しないが、2006年5月20日以前に表示がされた製品は、その在庫が終了するまで販売することができる。

¹ 以下を比較せよ。欧州委員会指令 94/54/EG (理事会指令 79/112/EEG に沿わないその他の表示が特定の食品に記載されることについて EGT L300, 23.11.1994, p.14, Celex 394L0054, 1994年11月18日制定) は、以下により変更された。欧州理事会指令 96/21/EG (EGT L 88, 5.4.1996, p. 5, Celex 396L0021)、欧州委員会指令 2002/67/EG (キニン、カフェインを含む食品の表示について EGT L 191, 19.7.2002, p. 20, Celex 302L0067, 2002年7月18日制定)、欧州委員会指令 2004/77/EG (グリチルリチン、グリチルリチン酸によるアンモニウム塩を含む食品の表示についての指令 94/54/EG の変更 EUT L 162, 30.4. 2004, p. 76, Celex 304L0077, 2004年4月29日制定)

² LIVSFS 2003:7

³ LIVSFS 2005:5

特定の情報を表示すべき食品

第1章 EU 共通要項

食品の種類またはカテゴリー	表示
1、耐久性が、ガス置換包装によって延長された食品	「保護された環境で包装」
2、甘味料を含む食品	「甘味料含有」 表記は、販売される食品名の下に記載されること。
3、砂糖使用のうえ甘味料を含む食品	「砂糖使用、甘味料含有」 表記は、販売される食品名の下に記載されること。
4、アスパルテームを含む食品	「フェニルアラニン含有」
5、ポリオール（糖アルコール）を10%以上含む食品	「過剰摂取は下痢の原因となり得る」
6、飲料 ⁴	
a) そのまま消費が可能（準備が不必要）、かつ150mg/リットル以上のカフェイン（源は問わず）を含む飲料。	「高濃度カフェイン含有」 表記は、製品名と同じ視野内に記載され、100ml中のカフェイン含有量をmgで括弧内に表示すること。
b) 乾燥または濃縮された製品が水を加えて戻された後、150mg/リットル以上のカフェイン（源は問わず）を含む飲料。 「コーヒー」、「インスタントコーヒー」、「紅茶」という表現を含む記載がされている飲料、またはコーヒー、紅茶をもとにした抽出された飲料は例外とする。	

⁴ 6項は、LIVSFS 2003:7に記載

食品の種類またはカテゴリー

表示

- 7、⁵グリチルリチン酸、グリチルリチンアンモニウム塩、または甘草(*Glycyrrhiza glabra*)が加えられたことにより、グリチルリチン酸、グリチルリチンアンモニウム塩を少なくとも 100mg/kg、または少なくとも 10mg/リットル含む、飲料または菓子数値は、消費準備が整った状態、または製造者の指示に従って準備がされた後の製品に適用される。
- 8、⁵グリチルリチン酸、グリチルリチンアンモニウム塩、または甘草(*Glycyrrhiza glabra*)が加えられたことにより、グリチルリチン酸、グリチルリチンアンモニウム塩を少なくとも 4g/kg 含む菓子。
- 9、⁵グリチルリチン酸、グリチルリチンアンモニウム塩、または甘草(*Glycyrrhiza glabra*)が加えられたことにより、グリチルリチン酸、グリチルリチンアンモニウム塩を少なくとも 50mg/リットル含む飲料 1.2VOL% 以上のアルコールを含む飲料については、少なくとも 300mg/リットルを含むものだけが適用される。数値は、消費準備が整った状態、または製造者の指示に従って準備がされた後の製品に適用される。
- 「甘草含有」
「甘草」という単語が
原材料名内、または製品名の下にない場合、原材料名表記の直後に記載すること。
- 原材料名表記がない場合は、製品名の近くに記載すること。
- 「甘草含有 - 高血圧の人は過剰摂取を控えるように」
表記は原材料名の後に添えること。
原材料名表記がない場合は、製品名の近くに記載すること。
- 「甘草含有 - 高血圧の人は過剰摂取を控えるように」
表記は原材料名の後に添えること。
原材料名表記がない場合は、製品名の近くに記載すること。

⁵ 7 項から 9 項までは、LIVSFS 2005:5 に記載

第2章 国内要項

食品の種類またはカテゴリー

1、精肉製品から製造され、少なくとも20%の肉を含む（100gの製品中3.2gのプロテインに相当）パッケージ済みの製品、あるいはプロテイン数値において同等な栄養素をもつ他の精肉製品。

同種類の動物から製造された精肉製品（全体もしくは肉片）、塩、スパイス、糖類、スターチ、水、添加物、添加物を含む水は含まれない。

この場合の製造とは、粉碎もしくは同様の細かい分割、加熱処理、塩調味、スパイス調味、マリネ処理、乾燥処理、スモーク処理を意味する。

この場合の精肉製品とは、一般に食用とされる温血動物の一部を意味する。

2、じゃがいも⁶

パッケージ済みのじゃがいもの場合：

1から3までの表記。

量り売りのじゃがいもの場合：

札または同様の方法による1の表記。

表示

販売される製品の脂肪分を重量%で表記
挽肉の場合には表記は不必要。

それでも脂肪分表記がされる場合、
栄養成分表の記載は不必要。

1、名称の隣にじゃがいもの種類
名の表記。

2、冷暗所で保存すること。

3、パッケージされた日。

⁶ 2項は、LIVSFS 2003:42.によって変更された